令和８年（フ）第２５５号
山梨県南アルプス市加賀美2815番地８
債務者　岩下　直仁
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
長野県上田市中之条1400番地48
債務者　伊藤　滉二
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１７８号
長野県松本市寿台３丁目６番Ｂ１―303号
寿３丁目団地
債務者　村田久美子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１８０号
長野県安曇野市豊科高家183番地１　レオパレスミルキーウェイ　304
債務者　近島　輝美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２０号
三重県鈴鹿市桜島町五丁目７番地の３　桜島団地Ｐ８棟304号室、前住所三重県津市河芸町上野1168番地230
債務者　古川　亜由子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４５号
三重県津市一身田上津部田14番地１　上杉マンション102
債務者　斎藤　沙也佳
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４２号
三重県四日市市中川原二丁目１番７号　アストラルハイツ501、前住所愛知県高浜市論地町３丁目２番地130
債務者　薩田　みき（旧姓西峰）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
大津市北大路三丁目６番34号
債務者　河村　一彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３５号
大津市国分一丁目38番６号、前住所大津市瀬田二丁目１番13―503号
債務者　松本悠美奈
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
大津市本堅田四丁目７番８―201号
債務者　髙松　一也
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９２号
大津市花園町18―２、住民票上の住所京都市山科区音羽前出町38番地62
債務者　小林　由也
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９４号
滋賀県甲賀市甲賀町滝2281番地
債務者　川田　久代
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７号
京都府福知山市夜久野町額田163番地の１
債務者　西田　弘樹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第４８０号
兵庫県高砂市伊保１丁目２番32―306号　パサージュ高砂、従前の住所長崎県佐世保市広田３丁目28番１号　グリーンコーポ西海203
債務者　江頭ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１４号
兵庫県加古川市尾上町長田137番地の１　ビレッジハウス十王堂２―401号
債務者　眞浦　條治
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８０号
奈良市西大寺本町４番26―401号
債務者　中田真理子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６６号
島根県出雲市中野町880番地５　ハイツアスター103
債務者　安食友梨果
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
松江地方裁判所出雲支部